

湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会の取組方針
新旧対照表

資料1-4

旧	新
「水防災意識社会 再構築ビジョン」等に基づく 湖東圏域の取組方針 令和7年6月2日改定 湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会 彦根市、愛荘町、甲良町、豊郷町、多賀町 滋賀県、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所、気象庁彦根地方気象台	「水防災意識社会 再構築ビジョン」等に基づく 湖東圏域の取組方針（案） 令和8年〇月〇日改定 湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会 彦根市、愛荘町、甲良町、豊郷町、多賀町 滋賀県、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所、気象庁彦根地方気象台

旧	新
1. はじめに 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害や、平成 28 年に相次いで発生した台風による災害で甚大な被害が発生したことを受けて、国は「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、中小河川を含めた全国の河川でハード・ソフト一体となって「水防災意識社会」再構築のための取組を進めてきた。 このような中、平成 29 年水防法等の一部改正を踏まえ、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、平成 29 年 6 月に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画がとりまとめられ、国・県管理河川において、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進している。 また、平成 29 年 8 月には、土砂災害防止対策基本指針において、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、国、都道府県、市町村が住民と連携して取り組んでいく必要性が示された。 滋賀県においては、平成 26 年 3 月に制定した流域治水の推進に関する条例に基づきハードとソフト対策を一体的に取り組んでおり、平成 27 年 2 月には、湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を設立し、取組を進めている。 本協議会は、上記の取組について水防法等に基づく協議会として、湖東圏域の過去の災害の教訓、現状の水害・土砂災害に関する取組状況などを踏まえて主な課題を抽出し、『計画規模を上回る水害・土砂災害』が起りうること、また、浸水が長期に及ぶ地域があることを念頭に、『どのような洪水からも命を守ることを最優先として、「自助と共助が最大限発揮されるよう自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための取組を実施し、水害・土砂災害に強い地域を目指す』ことを目的に位置づけ、取組方針をとりまとめた。 なお、平成 30 年 12 月には、社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申され、これを踏まえた「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が改定されたことから、取り組むべき施策について具体的な進め方等の充実を図るため、取組方針を改定した。 また、湖東圏域は令和 7 年 3 月に滋賀県河川整備 5 か年プラン（第 3 期）が更新されたことから、取組方針を改定した。	1. はじめに 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害や、平成 28 年に相次いで発生した台風による災害で甚大な被害が発生したことを受けて、国は「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、中小河川を含めた全国の河川でハード・ソフト一体となって「水防災意識社会」再構築のための取組を進めてきた。 このような中、平成 29 年水防法等の一部改正を踏まえ、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、平成 29 年 6 月に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画がとりまとめられ、国・県管理河川において、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進している。 また、平成 29 年 8 月には、土砂災害防止対策基本指針において、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、国、都道府県、市町村が住民と連携して取り組んでいく必要性が示された。 滋賀県においては、平成 26 年 3 月に制定した流域治水の推進に関する条例に基づきハードとソフト対策を一体的に取り組んでおり、平成 27 年 2 月には、湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を設立し、取組を進めている。 本協議会は、上記の取組について水防法等に基づく協議会として、湖東圏域の過去の災害の教訓、現状の水害・土砂災害に関する取組状況などを踏まえて主な課題を抽出し、『計画規模を上回る水害・土砂災害』が起りうること、また、浸水が長期に及ぶ地域があることを念頭に、『どのような洪水からも命を守ることを最優先として、「自助と共助が最大限発揮されるよう自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための取組を実施し、水害・土砂災害に強い地域を目指す』ことを目的に位置づけ、取組方針をとりまとめた。 なお、平成 30 年 12 月には、社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申され、これを踏まえた「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が改定されたことから、取り組むべき施策について具体的な進め方等の充実を図るため、取組方針を改定した。 また、令和 6 年 3 月の湖東土木事務所管内の滋賀県河川整備 5 か年プラン（第 3 期）更新や令和 8 年度の「第 1 次国土強靱化実施中期計画」開始を受け、さらなる河川および砂防施設のより一層の整備を推進する。

旧	新												
4. 減災のための目標 概ね 5 年間で実施すべき湖東圏域における減災のための取組は、次の項目とし、緊急的に、かつ実効性をもって着実に推進、実施する必要がある。 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組 2) 被害軽減の取組 3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組 4) 防災施設の整備等に関する事項 5) 減災・防災に関する取組および支援 また、上記の内、具体の避難、水防等に関する減災のための重点目標は、次のとおり。 【減災のための重点目標】 ● 「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」等に基づくタイムラインを作成、更新および運用する。 ● 対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、更新および避難訓練の実施を支援する。 ● <u>令和 8 年 3 月までに「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に基づき、河川整備、土砂災害防止施設整備を実施する</u> ● 水害・土砂災害危険性を周知し、教育および訓練を実施する	4. 減災のための目標 概ね 5 年間で実施すべき湖東圏域における減災のための取組は、次の項目とし、緊急的に、かつ実効性をもって着実に推進、実施する必要がある。 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組 2) 被害軽減の取組 3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組 4) 防災施設の整備等に関する事項 5) 減災・防災に関する取組および支援 また、上記の内、具体の避難、水防等に関する減災のための重点目標は、次のとおり。 【減災のための重点目標】 ● 「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」等に基づくタイムラインを作成、更新および運用する。 ● 対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、更新および避難訓練の実施を支援する。 ● 令和 13 年 3 月までに「第 1 次国土強靱化実施中期計画」に基づき、河川整備、土砂災害防止施設整備を実施する。 ● 水害・土砂災害危険性を周知し、教育および訓練を実施する。												
5. 概ね 5 年で実施する取組（令和 3 年度～令和 7 年度） 各構成員参加機関が取り組む主な内容は次のとおりである。 【目標時期の考え方】 <table> <tr> <th>目標時期（記載例）</th><th>考え方</th></tr> <tr> <td>引き続き実施</td><td>・今後も継続して行う取組</td></tr> <tr> <td>順次実施</td><td>・概ね 5 年の間に着手する取組</td></tr> </table>	目標時期（記載例）	考え方	引き続き実施	・今後も継続して行う取組	順次実施	・概ね 5 年の間に着手する取組	5. 概ね 5 年で実施する取組（令和 8 年度～令和 12 年度） 各構成員参加機関が取り組む主な内容は次のとおりである。 【目標時期の考え方】 <table> <tr> <th>目標時期（記載例）</th><th>考え方</th></tr> <tr> <td>引き続き実施</td><td>・今後も継続して行う取組</td></tr> <tr> <td>順次実施</td><td>・概ね 5 年の間に着手する取組</td></tr> </table>	目標時期（記載例）	考え方	引き続き実施	・今後も継続して行う取組	順次実施	・概ね 5 年の間に着手する取組
目標時期（記載例）	考え方												
引き続き実施	・今後も継続して行う取組												
順次実施	・概ね 5 年の間に着手する取組												
目標時期（記載例）	考え方												
引き続き実施	・今後も継続して行う取組												
順次実施	・概ね 5 年の間に着手する取組												

旧			新		
■水害・土砂災害危険性の周知 水 害 ・地先の安全度マップによる浸水想定及び河川水位の情報を提供することで、水害の危険性を周知する ・危険性の高い中小河川における避難判断の目安を検討する ・愛知川における避難判断の目安検討と情報共有を実施する 共 通 ・リスク情報の更新に応じて、水害危険性および土砂災害の危険性周知について情報共有する ■ICTを活用した洪水情報・土砂災害警戒情報・避難情報等の提供 共 通 ・防災情報を、わかりやすく伝えるポータルサイト（S I S P A D）を運営・更新する ・避難情報を確実に届けるためにケーブルテレビや防災メールへの登録、配信サービスやSNSの活用等を検討する ・河川水位情報や土砂災害警戒情報等について、防災メール（プッシュ型）の利用を促進する ■防災施設の機能に関する情報提供の充実 水 害 ・ダム の 操 作 に 関 す る 住 民 等 へ の 情 報 提 供 と し て、パンフレット・ダムカード配布を通じてダム の 働 き に つ い て 理 解 を 深 め て い く	引き続き実施	滋賀県	■水害・土砂災害危険性の周知 水 害 ・地先の安全度マップによる浸水想定及び河川水位の情報を提供することで、水害の危険性を周知する ・危険性の高い中小河川における避難判断の目安を検討する ・愛知川における避難判断の目安検討と情報共有を実施する 共 通 ・リスク情報の更新に応じて、水害危険性および土砂災害の危険性周知について情報共有する ■ICTを活用した洪水情報・土砂災害警戒情報・避難情報等の提供 共 通 ・防災情報を、わかりやすく伝えるポータルサイト（S I S P A D）を運営・更新する ・河川水位情報や土砂災害警戒情報、避難情報を確実に届けるために、防災アプリやテレビ、ラジオ、防災メールなどの利用を促進する。 ■防災施設の機能に関する情報提供の充実 水 害 ・ダム の 操 作 に 関 す る 住 民 等 へ の 情 報 提 供 と し て、パンフレット・ダムカード配布を通じてダム の 働 き に つ い て 理 解 を 深 め て い く	引き続き実施	滋賀県
	必要に応じて順次実施	滋賀県		必要に応じて順次実施	滋賀県
	引き続き実施	彦根市 愛荘町 滋賀県		引き続き実施	彦根市 愛荘町 滋賀県
	引き続き実施	1市4町 滋賀県		引き続き実施	1市4町 滋賀県
	引き続き実施	滋賀県	引き続き実施	引き続き実施	滋賀県
	引き続き実施	1市4町 滋賀県		引き続き実施	1市4町 滋賀県
	引き続き実施	滋賀県			
	引き続き実施	滋賀県		引き続き実施	滋賀県

旧			新		
・緊急放流（異常洪水時防災操作）時発生する現象の理解を深めるための啓発を実施する	引き続き実施	滋賀県	・緊急放流（異常洪水時防災操作）時発生する現象の理解を深めるための啓発を実施する	引き続き実施	滋賀県
■ダム放流情報を活用した避難体系の確立			■ダム放流情報を活用した避難体系の確立		
水 害 ・避難情報の発令を支援するための連絡体制強化として、県管理治水ダムにおいて、ホットライン等の見直し・確認を行う	引き続き実施	滋賀県	水 害 ・避難情報の発令を支援するための連絡体制強化として、県管理治水ダムにおいて、ホットライン等の見直し・確認を行う	引き続き実施	滋賀県
・緊急放流（異常洪水時防災操作）移行時にテレビテロップ実施のため報道関係への情報提供を行う	引き続き実施	滋賀県	・緊急放流（異常洪水時防災操作）移行時にテレビテロップ実施のため報道関係への情報提供を行う	引き続き実施	滋賀県
■土砂災害警戒情報を補足する情報の提供			■土砂災害警戒情報を補足する情報の提供		
土砂災害 ・土砂災害警戒情報について検証し、精度向上を図る	引き続き実施	彦根地方気象台 滋賀県	土砂災害 ・土砂災害警戒情報について検証し、精度向上を図る	引き続き実施	彦根地方気象台 滋賀県
・土砂災害警戒情報を補足する情報の発信について、充実を図る	引き続き実施	彦根地方気象台 滋賀県	・土砂災害警戒情報を補足する情報の発信について、充実を図る	引き続き実施	彦根地方気象台 滋賀県
■隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等			■隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等		
共 通 ・避難場所及び避難経路を検討し、避難場所の容量について検討する	引き続き実施	1 市 4 町 滋賀県	共 通 ・避難場所及び避難経路を検討し、避難場所の容量について検討する	引き続き実施	1 市 4 町 滋賀県
・避難場所が不足する等の状況に応じ、隣接市町等における避難場所の設定など広域連携を検討する	引き続き実施	1 市 4 町 滋賀県	・避難場所が不足する等の状況に応じ、隣接市町等における避難場所の設定など広域連携を検討する	引き続き実施	1 市 4 町 滋賀県
■要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施			■要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施		
共 通 ・対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、更新および避難訓練の実施を支援し、適宜協議会の場において状況を確認する	引き続き実施	1 市 4 町 滋賀県	共 通 ・対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、更新および避難訓練の実施を支援し、適宜協議会の場において状況を確認する	引き続き実施	1 市 4 町 滋賀県 彦根地方気象台

旧			新		
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項			②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項		
主な取組項目	目標時期	取組機関	主な取組項目	目標時期	取組機関
■想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知 水 害 ・中小河川の想定最大規模の洪水浸水想定区域図について作成し公表する ・地先の安全度マップについて、更新し公表する 土砂災害 ・土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施する 共 通 ・毎年協議会の場において進捗状況を確認する	 R8.3 まで R8.3 まで 引き続き実施	 滋賀県 滋賀県 滋賀県	■想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知 水 害 ・中小河川の想定最大規模の洪水浸水想定区域図について作成し公表する ・地先の安全度マップについて、更新し公表する 土砂災害 ・土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施する 共 通 ・毎年協議会の場において進捗状況を確認する	 R8.3 月図公表 R9 周知 R13.6 まで 引き続き実施	 滋賀県 滋賀県 滋賀県
■水害・土砂災害ハザードマップの改良、周知、活用 共 通 ・洪水浸水想定区域図、地先の安全度マップの更新、土砂災害警戒区域等の指定に合わせて水害・土砂災害ハザードマップを更新し公表する	引き続き実施	1 市 4 町	■水害・土砂災害ハザードマップの改良、周知、活用 共 通 ・洪水浸水想定区域図、地先の安全度マップの更新、土砂災害警戒区域等の指定に合わせて水害・土砂災害ハザードマップを更新し公表する	引き続き実施	1 市 4 町
■浸水・土砂災害実績等の周知 水 害 ・水害・土砂災害履歴調査結果を公表する	引き続き実施	滋賀県	■浸水・土砂災害実績等の周知 水 害 ・水害・土砂災害履歴調査結果を公表する	引き続き実施	滋賀県
■災害リスクの現地表示 共 通 ・道路付帯施設（照明柱、独立柱等を含む）へ避難誘導表示を整備する	引き続き実施	彦根市	■災害リスクの現地表示 共 通 ・道路付帯施設（照明柱、独立柱等を含む）へ避難誘導表示を整備する	引き続き実施	彦根市

旧			新		
■避難経路、避難場所の安全対策の強化 土砂災害 ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年 加速化対策」に基づき、円滑な避難を確保する 施設整備を実施する			■避難経路、避難場所の安全対策の強化 土砂災害 ・「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づ き、円滑な避難を確保する施設整備を実施す る		
R8.3 まで (概成)			R13.3 まで		
滋賀県			滋賀県		
2) 被害軽減の取組			2) 被害軽減の取組		
①水防体制に関する事項			①水防体制に関する事項		
主な取組項目	目標時期	取組機関	主な取組項目	目標時期	取組機関
■重要水防箇所の見直し及び水防資機材の 確認			■重要水防箇所の見直し及び水防資機材の 確認		
水 害			水 害		
・1級河川における重要水防箇所について、 点検計画を作成し、河川管理者と関係市町 が共同点検を実施する	引き続き実施	1市4町 滋賀県	・1級河川における重要水防箇所について、 点検計画を作成し、河川管理者と関係市町 が共同点検を実施する	引き続き実施	1市4町 滋賀県
・水防資機材について、河川管理者、水防管 理者の保有情報を共有する	引き続き実施	1市4町 滋賀県	・水防資機材について、河川管理者、水防管 理者の保有情報を共有する	引き続き実施	1市4町 滋賀県
・協議会の場において、共同点検の実施状況、 水防資機材の状況について確認する	引き続き実施	1市4町 滋賀県	・協議会の場において、共同点検の実施状況、 水防資機材の状況について確認する	引き続き実施	1市4町 滋賀県
■水防・土砂災害に関する広報の充実			■水防・土砂災害に関する広報の充実		
共 通			共 通		
・協議会の場において、水防団員(消防団員)、 自主防災組織、企業等の参画を促すための 具体的な広報について検討の上実施する	引き続き実施	1市4町 滋賀県	・協議会の場において、水防団員(消防団員)、 自主防災組織、企業等の参画を促すための 具体的な広報について検討の上実施する	引き続き実施	1市4町 滋賀県
・自主防災組織の体制づくりを支援する (組織の育成や立上げサポート等)	引き続き実施	1市4町 滋賀県	・自主防災組織の体制づくりを支援する (組織の育成や立上げサポート等)	引き続き実施	1市4町 滋賀県
■水防・土砂災害防止訓練の充実			■水防・土砂災害防止訓練の充実		
水 害			水 害		
・水防技術に関する勉強会を実施する	引き続き実施	彦根市 滋賀県	・水防技術に関する勉強会を実施する	引き続き実施	彦根市 滋賀県
・毎年、水防研修・水防訓練を実施する	引き続き実施	1市4町 滋賀県	・毎年、水防研修・水防訓練を実施する	引き続き実施	1市4町 滋賀県

旧			新		
土砂災害 ・砂防事業実施箇所位置図（別紙2）により土砂災害防止施設の整備を実施する ■多数の家屋や重要施設等の保全対策 水 害 ・「<u>防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策</u>」に基づき、<u>流域治水対策として河川整備等を実施する</u> ■ダム等の洪水調整機能の向上・確保 水 害 ・長寿命化計画の<u>見直しを行う</u> ・ダム再生に向けた事業化の検討を行う 運用面での治水効果向上 施設改築による治水効果向上 ■<u>樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保</u> 水 害 ・河川管理者が設置している<u>樋門について確認し、無動力化の検討を行う</u>	引き続き実施	滋賀県	土砂災害 ・砂防事業実施箇所位置図（別紙2）により土砂災害防止施設の整備を実施する ■多数の家屋や重要施設等の保全対策 水 害 ・「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、流域治水対策として河川整備等を実施する ■ダム等の洪水調整機能の向上・確保 水 害 ・長寿命化計画に基づくダム機能の確保を行う ・ダム再生に向けた事業化の検討を行う 運用面での治水効果向上 施設改築による治水効果向上	引き続き実施	滋賀県
	R8.3 まで （概成）	滋賀県	R13.3 まで	引き続き実施	滋賀県
	引き続き実施	滋賀県	引き続き実施	引き続き実施	滋賀県
	引き続き実施	滋賀県	引き続き実施	引き続き実施	滋賀県
	順次実施	滋賀県	削除		
5) 減災・防災に関する取組および支援			5) 減災・防災に関する取組および支援		
主な取組項目	目標時期	取組機関	主な取組項目	目標時期	取組機関
■水防災社会再構築・土砂災害防止対策に係る支援			■水防災社会再構築・土砂災害防止対策に係る支援		
共 通			共 通		
・水害・土砂災害に強い地域づくり協議会の運営により市町の取組を支援する	引き続き実施	滋賀県	・水害・土砂災害に強い地域づくり協議会の運営により市町の取組を支援する	引き続き実施	滋賀県

旧			新		
■適切な土地利用の促進 水 害 ・土地利用規制の取組を実施する(1/10、50cm市街化編入しないなど)	引き続き実施	滋賀県	■適切な土地利用の促進 水 害 ・土地利用規制の取組を実施する(1/10、50cm市街化編入しないなど)	引き続き実施	滋賀県
■そなえる対策の実施 共 通 ・地域におけるタイムライン等の作成を支援する	引き続き実施	滋賀県	■そなえる対策の実施 共 通 ・地域におけるタイムライン等の作成を支援する	引き続き実施	滋賀県 彦根地方気象台
・地域の要請に応じ「我が家の避難カード」、「防災マップ」の作成を支援する	順次実施	滋賀県	・地域の要請に応じ「我が家の避難カード」、「防災マップ」の作成を支援する	順次実施	滋賀県
・地域の要請に応じ住民と連携し、避難経路・河川周辺を現地調査する	順次実施	滋賀県	・地域の要請に応じ住民と連携し、避難経路・河川周辺を現地調査する	順次実施	滋賀県
■貯留浸透対策の推進 水 害 ・公共施設等での貯留設備を整備する	引き続き実施	1市4町 滋賀県	■貯留浸透対策の推進 水 害 ・公共施設等での貯留設備を整備する	引き続き実施	1市4町 滋賀県
・農地・森林での貯留対策を推進する	引き続き実施	1市4町 滋賀県	・農地・森林での貯留対策を推進する	引き続き実施	1市4町 滋賀県

6. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

取組方針の進捗状況を確認し、必要に応じて見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

また、湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を毎年出水期前に原則開催し、洪水予報、ホットラインなど出水時に河川管理者から提供される情報とその対応等を首長と確認する。

6. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

取組方針の進捗状況を確認し、必要に応じて見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

また、湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を毎年出水期前に原則開催し、洪水予報、ホットラインなど出水時に河川管理者から提供される情報とその対応等を首長と確認する。

旧	新
<改定履歴> 平成29年 5月 8日 作成 平成30年 5月24日 改定 令和元年 3月26日 改定 令和4年 6月 9日 改定 令和7年 6月 2日 改定	<改定履歴> 平成29年 5月 8日 作成 平成30年 5月24日 改定 令和元年 3月26日 改定 令和4年 6月 9日 改定 令和7年 6月 2日 改定 令和8年 ○月 ○日 改定